

固定資産税（償却資産）納税義務者 各位

新地町長 大堀 武  
（ 公 印 省 略 ）

令和6年度固定資産税に係る償却資産の申告について

日頃より、町税務行政に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
令和6年1月1日現在、町内に現存する事業用の資産は、地方税法第383条に基づき、1月31日までに償却資産として、申告する定めとなっています。  
つきましては、申告書及び明細書を同封しますので、下記により提出願います。

記

1. 提出期限 **令和6年1月31日（水） 17：15まで（※）**  
**※法定の提出期限ですので、厳守願います。**
2. 提出部数 1部（※受付印のある控えを希望する場合は、提出用含め2部提出とし、返信用封筒も同封願います）
3. 記入方法
  - (1) 申告書について  
償却資産申告書の各欄の内容を確認し、変更がない場合、押印のうえ、提出願います。変更がある場合、朱筆にて加筆修正してください。
  - (2) 増加資産について  
令和5年中に増加した資産がある場合、白紙空欄の「令和6年度種類別明細書（増加資産・全資産用）」に増加した資産を記入し提出願います。用紙が1枚で足りない時は、コピーしてお使いください。
  - (3) 減少資産について  
令和5年中に減少し、令和6年1月1日現在には無い資産になった場合は、今回送付した「令和6年度種類別明細書」の該当資産を二重赤線で消したうえ、減少年月日を備考欄に記入して提出願います。

※e L T A Xによる電子申告、または電算により全資産出力可能な場合には出力用紙で提出（申告）も可能です。ただし、令和5年中の増加資産、減少資産はどれか分かるように願います。

問合せ・提出先 〒979-2792  
福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地  
新地町役場 税務課 固定資産係  
電話 0244-62-2119